

<b>第1章 ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進</b>		<b>1</b>
<b>1</b>	<b>生活と仕事を両立できる環境づくり</b>	<b>1</b>
	(1)柔軟な働き方の普及・定着促進	1
	ア. 柔軟な働き方の普及および定着に向けた支援	1
	イ. 子育て・介護等と仕事を両立できる環境づくり	2
	(2)雇用機会の均等と女性の職域拡大・登用促進	2
	ア. ポジティブ・アクションの推進	2
	イ. 雇用機会均等に関する普及啓発	3
	ウ. 女性活躍推進に向けた事業者の取組促進	3
	(3)女性の就業継続やキャリア形成	4
	ア. 働きやすい雇用環境整備などによる職場における女性の活躍推進	4
	イ. キャリア形成支援・能力開発	6
<b>2</b>	<b>妊娠・出産・子育てに対する支援</b>	<b>7</b>
	ア. 保育サービスの充実	7
	イ. 地域での子育て支援	10
	ウ. 子育てと仕事の両立が可能な環境づくりの促進	12
	エ. 行動しやすいまちづくり	15
<b>3</b>	<b>介護に対する支援</b>	<b>17</b>
	ア. 介護への支援	17
	イ. 介護と仕事の両立が可能な環境づくりの促進	18
<b>4</b>	<b>職場や就職活動におけるハラスメントの防止</b>	<b>19</b>
	ア. 相談・普及啓発	19
	イ. 都庁内におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止対策	19
<b>5</b>	<b>起業等を目指す女性に対する支援</b>	<b>20</b>
	ア. 起業家・自営業者への支援	20
<b>6</b>	<b>育児や介護等を理由とする離職者に対する再就職支援</b>	<b>22</b>
	ア. 育児や介護を理由とする離職者に対する再就職支援	22
<b>7</b>	<b>生涯を通じた男女の健康支援</b>	<b>24</b>
	ア. 母子保健医療体制の整備及び相談等の支援	24
	イ. 各年代に応じた心と体の健康支援及び性教育	28
<b>第2章 男女平等参画に向けたマインドチェンジ</b>		<b>32</b>
<b>1</b>	<b>生活と仕事における意識改革</b>	<b>32</b>
	(1)「働く」の意識改革	32
	ア. 働く場の意識改革	32
	イ. キャリア形成意識の醸成	33
	(2)男性の家事・育児参画に向けた意識改革	35
	ア. 男性の主体的な家事・育児参画に向けた意識改革	35
	イ. 男性を後押しする社会全体の気運醸成	35
	(3)男女平等参画に向けた意識改革	37
	ア. 情報の発信と普及啓発	37
	(4)社会制度・慣行の見直し	38
	ア. 都庁内における対応	38
<b>2</b>	<b>教育・学習の充実</b>	<b>39</b>
	(1)学校での男女平等	39
	ア. 学校での男女平等	39
	(2)若者のキャリア教育の推進	40

	ア. 若者のキャリア教育の推進	40
	(3)多様な学習・研修機会等の提供	41
	ア. 多様な学習機会の提供	41
<b>3 あらゆる分野における女性の参画拡大</b>		<b>41</b>
	(1)政治・行政等分野	41
	ア. 政治・行政・教育分野における男女平等参画の促進	42
	(2)防災・復興分野	43
	ア. 防災における男女平等参画の促進	43
	(3)地域活動	45
	ア. 地域における男女平等参画の推進	45
<b>第3章 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援</b>		<b>45</b>
<b>1 ひとり親家庭への支援</b>		<b>45</b>
	ア. ひとり親家庭の相談や就業支援等	45
	イ. 保育サービス等の整備	47
<b>2 高齢者への支援</b>		<b>48</b>
	ア. 地域における高齢者への支援	48
	イ. 行動しやすいまちづくり	51
<b>3 若年層への支援</b>		<b>53</b>
	ア. 若年層への支援	53
<b>4 障害者への支援</b>		<b>53</b>
	ア. 障害者への支援	53
	イ. 行動しやすいまちづくり	54
<b>5 性的少数者への支援</b>		<b>56</b>
	ア. 性的少数者への支援	56

令和5年度 東京都男女平等参画施策一覧(配偶者暴力対策関連施策)

<b>第2章 配偶者暴力対策</b>		<b>59</b>
<b>1 暴力を許さない社会形成のための啓発と早期発見</b>		<b>59</b>
	(1)暴力を許さない社会形成のための教育と啓発の推進	59
	(2)早期発見体制の充実	61
<b>2 多様な相談体制の整備</b>		<b>64</b>
	(1)都の配偶者暴力相談支援センター機能の充実	64
	(2)身近な地域での相談窓口の充実	67
	(3)多様な人々の状況に応じた相談機能の充実	68
<b>3 安全な保護のための体制の整備</b>		<b>71</b>
	(1)保護体制の整備	71
	(2)安全の確保と加害者対応	72
<b>4 自立生活再建のための総合的な支援体制の整備</b>		<b>74</b>
	(1)総合的な自立支援の展開	74
	(2)安全で安心できる生活支援	76
	(3)就労支援の充実	81
	(4)住宅確保のための支援の充実	82
	(5)子供のケア体制の充実	84
<b>5 関係機関・団体等の連携の推進</b>		<b>86</b>
	(1)広域連携と地域連携ネットワークの強化	86
	(2)民間団体との連携・協力の促進	89
<b>6 人材育成の推進</b>		<b>90</b>
<b>7 二次被害防止と適切な苦情対応</b>		<b>91</b>

8	調査研究の推進	91
第3章 男女平等参画を阻害する様々な暴力への対策		92
1	性暴力被害者に対する支援	92
2	ストーカー被害者に対する支援	96
3	セクシュアル・ハラスメント等の防止	97
4	性・暴力表現等への対応	99

令和5年度 東京都男女平等参画施策一覧(推進体制)

「推進体制」		102
推進体制		102
	ア. 都における体制	102
	イ. 相談(都民からの申出)	102
	ウ. 区市町村や事業者等との連携	102